

宇都宮市消費者保護条例の改正に盛り込む事項（案）に関する
パブリックコメントについて

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見募集期間

平成17年11月21日（月）から平成17年12月9日（金）

(2) 意見の応募者数と件数

応募者数：2名 【内訳】男女内訳：女2名 ， 年代内訳：40代2名
意見件数：4件

(3) 提出方法の内訳

	郵送	F A X	Eメール	その他	合計
人数	1	1			2

2 意見の概要と市の考え方

消費者への情報提供，教育・啓発について（3件）

No	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<p>日常生活に欠かせないものが新たな犯罪の手段としても使われる実情がある中で，犯罪の情報や対処法についての情報をできるだけ早く正確に知りたい。</p> <p>特に，子ども達や一人暮らしなどで情報不足になりがちなお年寄りには，積極的な対応（教育や啓発）が必要である。</p>	<p>消費者への情報提供については，常に新しい情報の収集に努め，さまざまな手法を用いて，必要な情報を適切かつ迅速に提供していきたいと考えております。</p> <p>また，子どもや高齢者に対する対応についても，重要なことであると考えており，出前講座の参加者に対して近隣住民にも情報を知らせるよう依頼するなど，消費者の特性に配慮しながら，必要な情報を効果的に提供できるよう実施してまいります。</p>
2	<p>情報提供や教育，啓発を行った内容などについて，その取組みが一部の人たちに留まらないよう，公表して欲しい。</p>	<p>情報の提供や教育・啓発については，消費者の特性に合わせて実施することがより効果的であると考えております。</p> <p>その一方で，多くの消費者が必要な情報を取捨選択できるよう，広く情報提供していく必要があると考えており，これまで以上に，ホームページや広報紙などを通じて実施してまいります。</p>

No	意見の内容	意見に対する市の考え方
3	<p>No.9『消費者教育の推進』で、情報提供すべきものと思われる事例（被害や苦情等）については、いち早く情報提供してもらいたい。</p> <p>消費者の保護は大切なことであり、市には積極的に取り組んでいただきたいが、消費者が事前に情報を知っておけば、自分に同じことが起こった時に適切な対処ができ、被害に遭わずに済むと思われるので、情報提供などにも力を入れて欲しい。</p>	<p>事業者に比べ、弱い立場にある消費者を犯罪や悪質商法などから保護することは重要であると認識しております。</p> <p>その一方で、ご意見のとおり、消費者が事前に必要な情報などを得ることによって、自ら被害などに遭わないようにしていくことが、より効果的であると考えております。</p> <p>消費者への情報提供については、常に新しい情報の収集に努め、さまざまな手法を用いて、必要な情報を適切かつ迅速に提供していきたいと考えております。</p>

相互協力、意見交換について（1件）

No	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<p>No.11『消費生活に関わる者の相互協力等に関する事項』の意見や情報の交換、市の施策に意見を述べることをできる場を設けることは、とても良い事だと思う。</p> <p>加えて、消費生活センターから、それらの情報が広く市民に提供され、親子や地域などでも話し合いが持たれるようになれば良いと思う。</p>	<p>ご意見のとおり、消費生活センターからの情報提供の充実はもとより、その情報が親子間や地域などで共有されることが重要であると考えています。</p> <p>情報の提供を実施していく上で、このような情報の共有が図られるよう、手法を検討してまいります。</p>